

## 第7章

## 女性が変える政治

——政策過程への参加形態の変容

岩本 美砂子

## はじめに

本章は、日本での女性の政治参加の動きを、「抗議と反対」、「名目の参加」、「政策の創造」という進展で考える。女性は、政治の周辺部にいる、相対的に権力を剥奪されたという意味での、「マイノリティ」である。しかし、政治への入力や政策決定において、無視できない力を發揮し始めた。その参加のパターンの変化に注目する。またこの変化のなかで、女性のなかのマジョリティとマイノリティの壁を越え、さらに国境を越える連帯が作り出されつつある。それにも触れたい。

## 1 一九六〇年代、七〇年代の女性運動

女性たちの政治参加は、一九六〇年代・七〇年代・八〇年代に抗議と反対という形で現れた。一九六〇年代・七〇年代の運動を、三つ指摘する。

### (1) 平和運動

「命を生み出す女性は、戦争に反対する」と主張した。<sup>(1)</sup> 戦前回帰を阻んだ一九六〇年の運動に、女性の平和運動も寄与した。しかし「憲法九条を守れ」という主張は、日米安保も自衛隊も違憲とし軍隊のない社会を求めるという、近未来では実現不可能なユートピア的主張であった。憲法九条を明文で改正しなかったことのシンボル的意味は大きいが、この主張が実際に止めたのは、自衛隊の一定規模以上への膨張と、日本人男性による、朝鮮戦争・ベトナム戦争など海外での軍事活動への参加であったことになる。

女性の平和運動の言う護憲は、一四条と二四条の男女平等も意味した。戦前の日本女性は、財産権・参政権・結婚や離婚の自由や高等教育を奪われ、姦通罪・墮胎罪で性と生殖をしばられるという歐米の女性も経験した無権利状態に加え、イエ制度のもとで男性家長へ一層従属していた。刑法墮胎罪や、一九四〇年の国民優生法、一九四一年の人口政策確立要綱による「産めよ殖やせよ」政策によ

つて、多産頻産を強いられた。ガス・水道・電気の整備が遅れ、一九二〇年代から欧米で出回った家庭電化製品も高根の花で、「女中」を多く使える層以外、家事育児は重労働だった。女性の声は聞かれず、身体と子宮は酷使された。その記憶は、いつたん参政権を手にした女性に、声を上げなければ声が聞かれなくなるという、必死の参加を促した。

しかしこの運動は、当時享受していたものを「守れ」という——政治的な「左と右」はともかく——「保守的な」運動であった。戦後憲法は、「男女は異なる特性を持つ——女性は、母性的な存在とされた。第二波フェミニズムが、それに異議を申立てることになる——が、法的には平等」という、欧米の第一波フェミニズムの精華をもたらした。その既存の理想への接近が謳われ、理想を新たには創らなかつた。またこの運動は、女性イコール母親という一元的ステロタイプを、過剰に謳い上げた。

## (2) 革新自治体の住民運動

第二は、革新自治体などの住民運動である。工業都市に人口が集中したが、自民党政権は福祉・医療・教育・環境への支出を惜しんだ。自治体の首長は、直接公選で選ばれる。議員は、中選挙区ないし大選挙区の単記制という、世界的に珍しい形で選出される。町内会・部落会という法人格のない組織の男性名望家エリートが、選挙区よりかなり狭い地域の代表として選出されるべき候補を非公式に推薦し、その地域住民に投票を迫る「地域推薦」という慣行が続いてきた。彼らに都市インフラ不足で苦しむ新住民の声は届かず、社会党・共産党の推薦で立候補した革新首長が、それをくみ取つた。

革新知事・市長は、驚くべきことに全員男性だった。彼らは、保育所や公立高校設置、老人医療費無料化、公害対策を実現した。支持した住民運動参加者には女性も多かつたが、それを実現したのは「英明な男性リーダー」だった。保育の社会化を求めて、子どもを育てるのは働く母親で、子どもを預かるのは当時の言葉で保母であり、性役割の変革はなかつた。

### (3) ウーマンリブ

第三は、一九七〇年代に日本にも生まれた第二波フェミニズムないしウーマンリブである。この運動の起点は、①働く女性の増大、②産む産まないの決定権の要求、③専業主婦のアイデンティティ・クライシス、④「一九六八年の若者運動」で経験した性差別への反発である。

雇用女性が増え、職域が拡大し働く期間も延び、雇用での男女差別を問題化した。また雇用労働者は自営業・農業と違い、子育てと労働は別の時間に行う。子どもを持つことは疑わなかつたが、その数は、雇用と両立する限りでしか持ちたくなかつた。また、子ども一人ずつに教育を受けさせようとする、多くは持てない。日本では避妊よりもまず人工妊娠中絶によつて出生率が大きく低下した。

欧米では一九六〇年代から経団避妊薬ピルが承認されたが、当時はホルモン量が多く、吐き気・頭痛などの副作用から「合わない、飲めない」女性もいた。——現在の低用量ピルは、一九七〇年代半ば以降に普及する——。ピルの避妊の効能は高いが、飲み忘れから、妊娠することもある。こうした時の「望まない妊娠」でも、中絶は墮胎罪違反の犯罪だった。墮胎罪は、女性を望まない場合でも子

どもにしばりつける、権利侵害の悪法と考えられ始めた。欧米では、胎児を神が与える別の生命と認識する伝統があり、妊婦の「産みたくない」という意志がこれを超えうるとするため、「女性の権利としての中絶」という言説を編み出さなければならなかつた。それと並行して、一九六七年の英国の中絶法を皮切りに次々と法改正や違憲判決がなされた。

議会や裁判所での、墮胎罪の否定は困難をともなつた。大半の議員・裁判官は男性であり、自体内に法律が介入する事態を理解し難く、キリスト教や家父長的な価値観に疑いを持つていなかつた。さらに、女性議員、とくに第二波フェミニズムからの議員はほとんどいにもかかわらず、女性運動は、「中絶は犯罪ではない」と規定する新法を、女性の意見に基づいて作ろうとした。妊娠何週まで中絶を認めるか、理由を問うか、夫の同意は不要かなど、見解を法文に翻訳する作業が模索された。女性たちは、議会や裁判の知識、議員へのロビイングや、政策作りを身につけた。そして、女性の議員・判事や検事の必要性を痛感した。<sup>③</sup>

日本では、一九四八年という異例に早い時期に優生保護法<sup>④</sup>によつて刑法墮胎罪の例外を作り、経済的理由での中絶を合法とした。しかし経済成長以降若年労働力不足が問題となり、優生保護法から経済的理由を削除する動きが起つた。一九七二年、厚生省が法案を作り、宗教団体「生長の家」と自民党内のとくに保守的な部分、そして、経済界が推進した。女性たちは「優生保護法改悪反対」を叫び、厚生省にウーマンリブが座り込んだ。自民党のすべてが反対ではなかつた。車いすの男性障害者の反対が注目され、医師会が反対に回り、保守的な女性も反対して、「改正」は阻止された。<sup>⑤</sup>しかし「改

「悪反対」は、実現可能な政策変更の構想に道を開かなかつた。

欧米では一九二〇年代から、専業主婦が大量出現した。第二次大戦後のベビーブームは日本より長続きし、その母親が第一世代だつた。子どもが小さいうちは、家電があつても家事育児は忙しく充実している。しかし子どもは育ち、夫は社会経験を重ねる。妻の世話で労働力を回復・再生産した夫は、彼だけへの評価として給料を得る。子どもは、成人後うちを出、彼ら自身にのみ給料が払われる。世代内・世代間で労働力再生産に尽した妻＝母は、金銭的に報われない。

主婦が飢えたのは、金銭そのものよりもこうした形での社会的評価であり、ノイローゼやうつ病、アルコール中毒などの依存症、精神分析医のハシゴという形で悩んだ。働く女性の増加は、専業主婦というあり方に疑問を抱かせたが、働くなくても生活は豊かだ。「私の生きる意味」に悩むのは、「ぜいたく」かもしれない。その「名前のない悩み」を、例えればティ・フリーダンが一九六三年に社会的・政治的なものだと定義して<sup>(6)</sup>、第二波フェミニズムが起つた。女性だからといって、家事育児にしばられるのはおかしい。そして雇用平等の主張を生み、新しい法律作りの努力をした。家事・育児・介護に関して「アンペイドワーク」という言葉を創りだし、その社会的評価方法を工夫した。

日本では、ベビーブームの母親世代は農家・商家の嫁で、大量に専業主婦になつたのはベビーブーム以降、つまり一世代遅れた。もちろん、労働力再生産は報われず、専業主婦の日常に社会との接点は薄く、こうした生き方が押しつけられることには批判が起きたが、大半のベビーブーム女性は、一九七〇年代、専業主婦という「新しい幸せ」を歓迎した。

一九六八年前後の世界的なベビーブーム世代による異議申し立て運動は、大学紛争、ベトナム反戦、保守政権への批判、黒人差別反対の形をとつた。女性はまだ大学進学率が低く、参加者の多くは男性だった。「〇〇闘争」という軍事用語が使われ、ベトナム反戦運動では、徵兵カードが来た男性の活動が重みをもつた。

若い男性は、年長の男性による若者の性の抑圧を批判した。しかし異性愛の場合相手は女性だ。男性が自由を主張して女性の「NO」を無視したら、性暴力、虐待である。ピルによつて妊娠の心配がなくとも、持ちたくない性関係を持たされたら、女性のトラウマは重い。ベトナム帰還兵と同じようなPTSDを引き起こすのである。<sup>(7)</sup>

平等を主張する若い男性が、女性の声を無視した。会議で問題にしても、「大事の前の小事」とあしらわれた。しかし、各地で女性たちが同じ体験をした。男性抜きの会議でないと、性のことは話しくい。女性だけで女性の問題を考え、社会に訴える運動を起こした。既婚女性も、男性の暴力を、「battered wife」として問題化した。<sup>(8)</sup> また性犯罪も、女性の同意なしの性交渉だ。レイプ被害者支援運動を起り、軽い罰を重くし、被害女性が取り調べや裁判で傷付かないよう手続きを工夫した。新しい制度・政策を創造するにあたつて、男性議員や裁判官・検察官の無理解と戦つた。

日本では、一九九九年まで避妊用の低用量ピルは承認されなかつたが、同じような男性による「性の自由」の主張と性被害があつた。運動への女性の参加は、欧米より少なかつた。つながりあえた女性はいたが、同世代でも被害者は孤立した。欧米と同等以上に男性からの性暴力に直面していたはず

の一般女性は、声をあげなかつた。母性を謳う運動は、「はしたない」性の問題を取り上げなかつた。日本の若者運動は、一九七二年の連合赤軍事件——革命家グループでの集団殺人——などの運動内の暴力問題でつまづき、社会的影響力を減じた。連合赤軍のリーダーが女性だつたゆえ、「革命を唱える女は、人殺し」と、非常にネガティブなレッテルが通用した。女性運動が、政治的変革をポジティブなものとして打ち出すのは、困難だつた。暴力問題が考えにくくなり、主に男性から女性への性暴力問題を考えることも、困難なままだつた。

DVへの公的対応は、一九五六年の売春防止法による「売春の怖れのある女性」を対象とした保護施設への夫からの暴力の被害者の収容を認める厚生省の通達だけだつた。一九七〇年代の刑法改正は、男性だけの法制審議会刑法部会で審議された。治安立法をともなつており、改正は反対にあつて阻止されたが、草案にフェミニズムの問題意識はなかつた。<sup>(9)</sup>

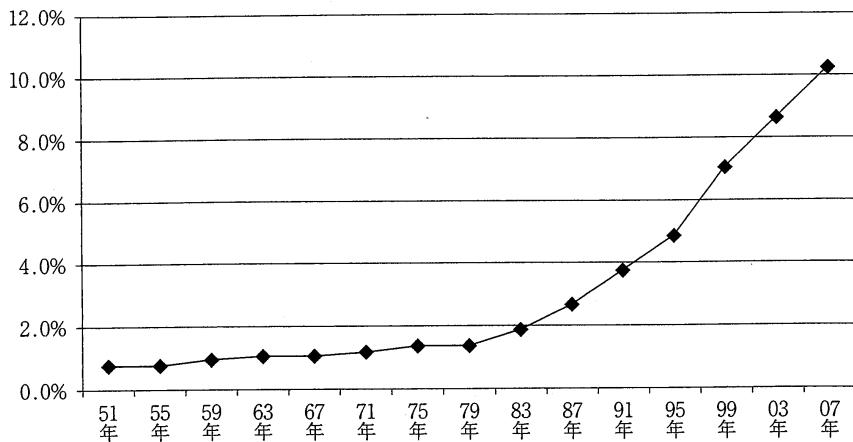
日本のウーマンリブは弱く、女性が、自分たちと自分たちの代表によつて法律や政策を作るという体験は、積み残された。

## 2 一九八〇年代の抗議と反対

### (1) 行政改革への反対

一九八〇年代初めから、行政改革が進んだ。政府は「日本型福祉社会」を掲げ、女性のアンペイド

図表1 統一地方選挙における女性当選者比率



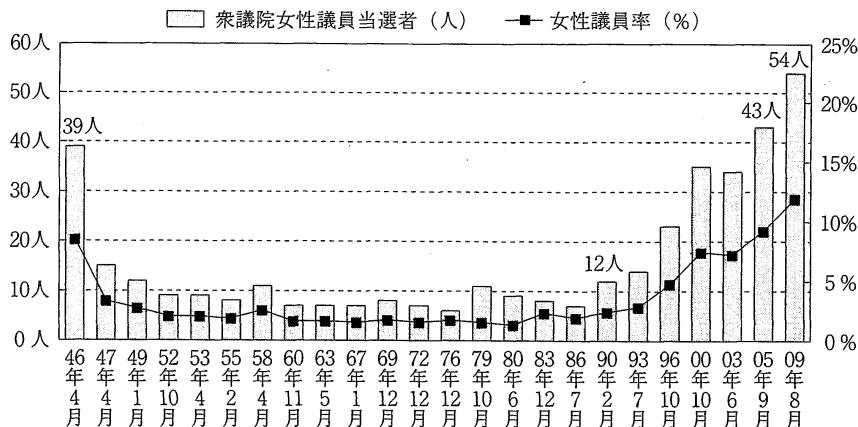
出典) 市川房枝記念会『全地方議会女性議員の現状2007』『女性参政60周年記念女性参政関係資料』より筆者作成。

ワークで高齢者介護を乗り切ろうとした。行革は地方に波及し、保育料値上げなどの福祉予算削減、学校給食の自校方式からセンター方式への変更という教育関係予算削減、環境予算削減という行政の動きに、女性中心の市民運動が反対した。

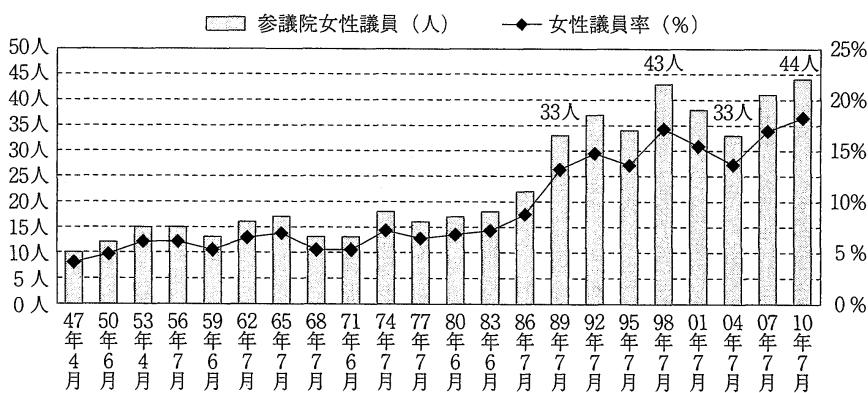
同時期、女性地方議員は一・一%だった。国会より地方議会で女性が少ないのは、前述の「地域推薦」による日本の特色である。女性たちは、市長や議員に、抗議し反対を訴えた。住民運動や学生運動、女性運動の体験から、集会やチラシといった運動のスキルを蓄積していた。しかし男性の首長や議員は、まともに応じなかつた。一九七九年の統一地方選挙で、革新自治体はほぼ壊滅した。「ばらまき福祉反対」が唱えられ、そちらから当選した首長は、女性からの支出継続の声を聞かなかつた。

多くの議員は新保守主義ですらなく、伝統的な保守主義者だつた。保育所の利用 자체「けしからん」、値

図表2 女性衆議院議員比率



図表3 女性参議院議員比率



上げに反対とは、「どんでもない女だ」と言われた。環境運動から、給食など公的施設での合成洗剤不使用が主張されたが、男性議員は洗剤による肌荒れを知らず、粉石鹼との違いは「どうでもよかつた」。「女は細かいことにこだわりすぎる」。彼らの反応は、政策の差の表明のみでなく、「女は愚かだ」との言葉遣いや態度をともなつた。

多くの女性の運動は、「改悪反対」を主張した。論理的に言えば現状維持

志向で、新しい政策作りではなかつた。しかし首長や議員の女性を軽んじた態度は、女性議員の必要性を痛感させ、女性の政治参加の形を変える引き金になつた。

## (2) 第二次優生保護法改悪反対運動

厚生省は、一九七二～七四年の対立で懲りた。しかし「生長の家」は、悲願として改正を狙つた。一九八〇年選挙で勝つたレーガンは、中絶反対派の宗教保守派、プロテスチント原理主義に支持されていた。以後アメリカの外でもこの勢力が、合法化された中絶を再び非合法にする運動を強めた。日本には、一九八二年に飛び火した。「生長の家」をバックにした自民党の村上正邦参議院議員が国会質問し、経済大国で産んで育てられないことはなくなつたとか、出生率低下で民族が消滅するとか主張した。同会は「一〇〇万人署名運動」を始め、同年九月から地方議会に中絶の経済的理由の削除を求める「優生保護法改正促進意見書」を提出した。地方議会での意見書採択の積み重ねは、元号法制定で成功した手段である。

これに医師会や労働組合が驚き、女性は全国団体のほか地方ごとに新たな組織を作つて、「改正促進意見書」の否決や「改悪反対意見書」の採択を求め、地方議会に働きかけた。以後、一二月議会、翌八三年三月議会、統一地方選挙後の四月臨時議会で、どの意見書を採択するか争つた。はじめは「改正意見」が増え、後から「反対意見」が追い越した。署名も、反対側が追い越した。障害者運動でも女性が台頭し、優生保護法を優生条項だけにすることに反対し、緊張をはらみつつも第二波フェミニニ

ズムと連携した。多くの若年・中年女性が反対し改正を止めたが、通常は保守的な年長女性までが、「戦前のような、子だくさんや危険な闇中絶はゴメンだ」と声をあげた点は特筆したい。戦前回帰への批判は、一九八二年一一月末以降、中曾根康弘首相のタカ派的姿勢に対しても高こうばれていた。

一九八三年二月から三月にかけて、自民党内の改正派「生命尊重議員連盟」が多数を誇示する集会を実施し、他方、同党内反対派も「母性の福祉推進議員連盟」を作つて対抗した。そして、四月に統一地方選挙、六月に参議院議員選挙があつた。「生長の家」は、組織票を動かすからと「改正」をもちかけたのだが、前年秋以降、女性から予想以上の反対があり、自民党へのメリットが怪しくなつた。当時の「厚生族四ドン」のうち三人が改正派だつたが、残つた田中正巳参議院議員を委員長に、自民政務調査会社会部会に優生保護法問題等検討小委員会を設置した。自民党寄りの団体から賛否のビアリングを行い、五月半ば「現状変更は時期尚早」と「非決定」を選び、事態を収拾した。<sup>(10)</sup>

この過程でも、女性たちは政策内容を創りださなかつた。しかし、厚生省や議員連盟、自民党政務調査会といった仕組みに触れた。ここでも男性地方議員の無理解に出会い、女性議員の必要性が意識された。

(3)

一九七〇年代、欧米で雇用平等運動が拡大し、「男女の待遇差は職種の差ゆえ」との言い抜けに対抗して募集・採用差別を禁止する新法を作り、また姓や国籍など法的アイデンティティの平等、公教

育カリキュラムの平等など、政策を変更した。これを国際的に広める目的で、一九七五年の国連国際女性年、国連女性の一〇年、世界女性会議などのイベントが開催され、一九七九年の女子差別撤廃条約が作られた。先進国政府は、こうした政策を、国際社会をリードする手段として用いた。

ただし、「南の女性たち」は、このヘゲモニー戦略に反発し、一九七五年メキシコ大会から声をあげた。「北の女性が、北の男性並みになる」のでは、南の女性への抑圧を変革しないと主張したのだ。<sup>(11)</sup>また、白人、支配民族、異性愛、中間階級、障害のない女性の運動に偏っているという批判は、北に住む女性からも起こった。

日本では、女子差別撤廃条約の影の部分への注目が少なかつた。また新しい雇用平等法の導入は、各国の女性運動・労働運動に基づいていたが、欧米の運動との連帯はうまく作り出せなかつた。他方日本の経済界にとって、「日本型雇用」慣行——男子正社員のみの終身雇用、若年女子の結婚退職・出産退職、非正規中高年女子の使い捨てがセット——に待つたがかかつた。それは、黒船来航であつた。

日本では、女子のみの結婚退職・出産退職の慣行を立法・行政が放置し、当事者の長く苦しい裁判闘争のみが違法性の宣告を導いたが、法の網は粗く男女別の雇用が通用していた。さらに政府は「同一価値労働同一賃金」のILO条約に反する、同一職種の正規・非正規間での著しい待遇格差や、女性のみの職種が「職種としての容易さ」では説明不可能な劣悪な条件にとどまつていてそれを、放置してきた。

日本の女性労働運動では、「労働基準法改悪反対運動」のほうが、「新しい雇用平等法を作れ」という運動より、強かつた。雇用平等法の導入にともない、産前産後休暇など狭義の母性保護以外の、女子のみの残業制限や深夜業制限という狭義の女子保護の撤廃が求められていた。これは、男子の実労働が週四〇時間ないし四八時間という標準的なものであつたら、合理的と言えたかもしない。しかし日本では、彼らは長時間労働が常態である。女子保護の撤廃が意味するのがこの「男子並み」なら、共働きでも何とか回してきた育児や介護、食事作りなどが失われる。さらに、そのような形で働くことができる女性だけが「男子並み」待遇を受け、そうでない女性は非正規へと追わされることになると考えられた。もちろん男性の待遇の「女子並み化」要求も出たのだが、当の男性労働者が取り合わなかつた。雇用平等は「女性にとつての、保護か平等かの問題」と認識された。

さらに日本の女性労働運動の特徴は、この時期でも「母性を守れ」と主張したことにある。労働基準法「改悪」問題として、生理休暇の存廃が注目された。月経は、不快さ以上に「母になるための大事情」だと捉えられた。高用量ピルは月経困難治療用として脱法的処方が可能だつたが、服用する女性はまれだつた。根拠のない副作用言説が出回つた。ピルを常用するようになつた国では、ピルが生理日を予測可能なものとし出血量や痛みも抑えることもあり、生理休暇というアジエンダはなかつた。職場の男性上司に「生理休暇」を求めるのは、近代的プライバシー意識に反する。他方、江戸時代のムラでは、月経中の女性がひとつ的小屋に集まつて、他の家族とは別の食事をする風習があり、最远まで女子の初経は赤飯でお披露目した。ベビーブーム世代にも、それが受け継がれていた。労働

基準法改悪反対運動では、月経によって自然のリズムを感じることや、「小さな陣痛」としての生理痛が讃えられた。<sup>(12)</sup>

経済界は、「あるべき雇用平等」について女性の関心が高くないことに乘じてイニシアティブをとり、労働省にザル法の雇用機会均等法（一九八五年）を作らせた。<sup>(13)</sup> 女子保護は削られ、取得しにくい生理休暇がありバイト的に残つた。「男性は総合職、女性は総合職か一般職」という差別の新形態が作られた。総合職は、育児と両立可能な設計ではなかつたのだから、実は間接差別そのものであつた。

一九八〇年代の女性運動も、「改悪反対」という現状維持の主張であつた。それと異なり現状への異議申し立てをするなら、従来当然とされてきたものが何故権利侵害なのか、どう変えるべきか、新しい言葉を創りだす必要がある。保育を普遍的サービスとして幼稚園と統合する仕組みを作るとか、希望もない妊娠防止のための性教育プログラムを作るとか、男性への再生産活動時間を保障するような制度作りを行うとかである。

日本の女性が生來こうした能力を欠くのではない。旧来の規範を批判したり変革したりしないで保守するのが「正しい女性のあり方」だとしつけられ、違反すれば社会的に罰され、創造性を家事育児以外に使わないよう、後天的に仕向けられてきたのだ。DV被害者は、客観的に見ると加害者から逃げ出せる時間や空間の隙間があつても逃げ出そとしないという現象がある。これをフェミニズムは、たび重なる暴力や「俺から逃げようとしたらタダではおかしい」という脅迫によつて「自分が無力だ」と思い込まされている、「学習された無力感」として捉えている。個別の女性のみでなく、集団とし

ての女性にも、時に暴力の発動をもつて「無力さ」が教え込まれていると見ることができる。<sup>(14)</sup>こうした「認知のゆがみ」ともいうべき無力感を逆転させ自らに力があることを確認することを、「エンパワー」と言つてきた。

### 3 「女性で」政治を変える

#### (1) 女性の時代

雇用機会均等法よりも、一九八七・九〇年のバブル経済によつて、女性雇用が増大した。女性総合職が新ヒロインとなり、女性の消費が注目され、「女性の時代」とはやされた。主婦も、「離婚しても、すぐ仕事がある」状況のなかで発言力を高めた。ウーマンパワー表面化の基盤があつた。

中間層のベビーブーマー女性の多くは、短い勤務経験のあと退職して出産した。乳幼児期は、忙しい。さらに日本では受験競争が激しく、その間母親は心の空虚さに気づかない。しかし子どもたちの受験も一九八〇年代後半に終わり、満たされない女性は「何か」を求めた。<sup>(15)</sup>夫に経済力がある女性は、カルチャーセンターや自治体の女性学講座につめかけた。一九七〇年代の日本の第二波フェミニズムは、理論化されること／することを嫌つた。女性学はもちろん「一〇〇%外来」ではないのだが、「歐米で理論化が進んだ学問」として、従来の学問と同じ経路で到着した部分の比重は、無視できなかつた。「学ぶ」ことが、日本の女性は大好きだ。自分の頭を使って考える契機も得られはするが、歐米

から「学問」として入ってきたものを「政策作り」に用いることは、他の男性たちの学問でもあまりないことであった。例えば、文部省の社会教育予算の補助を受けて建設された女性会館で行われる女性学の講座で、国の予算の使い方を学びさらにそのオルタナティブを探ることとは、ほとんどなかつた。

## (2) 日本での女性候補の増加

一九八六年九月、二度目の衆参ダブル選挙大敗を受け、社会党に土井たか子委員長が登場し、マドンナブームが到来した。彼女は、エンターテイメント化を始めたニュースショーやバラエティ番組に、生真面目な態度ながら当時の常識に反して出演した。そして、一九八七年の統一地方選挙で、女性議員が一%台から二%台へと微増した。

「マドンナ候補」擁立には、社会党内の事情があつた。公社の民営化によつて労組の専従が地方議員を兼職できなくなり、退職者でないと候補になれない、つまり男性候補の減少と高齢化に直面した。その窮状を救うため、落選しても生活の心配がない、労組幹部の妻、元議員の娘、平和運動家の主婦などを候補としたのだった。

共産党は、一九六〇年代から全選挙区への候補擁立方針を取り——二〇〇五年廢止——、男性だけでは候補が不足した。友好団体「新婦人の会」のリーダーを、人前で話せる女性としてリクルートした。公明党は一九八〇年代のはじめに七〇歳の議員定年制を導入し、男性だけでは候補が不足した。

友好団体「創価学会婦人部」のリーダーを、人前で話せる女性としてリクルートした。両党は、都市の未組織層・中小零細業者で支持を競っている。片方が女性候補で思わぬ得票をあげると、他方も女性候補を探した。また、一〇都道県では生活クラブ生協の関連団体として、地域政党の「市民ネット」が活動を開始した。粉石鹼運動をきっかけに、地方議会に女性の「代理人」を送った。<sup>16</sup>さらに、福祉・教育・環境に取り組んだ女性運動から政党所属のない「自分たちの代表」が生まれ、上記の政党の合計に匹敵する女性議員が誕生した。

日本では諸外国と異なり、女性候補に限らず政党が公認候補者を決定する過程が不明だ。「小泉マドンナ」や「小沢ガールズ」を含め、「マドンナ」と言われる女性は立候補時に政治的に素人で、当選後も有権者との連携がうまくないと指摘される。セレクションが丁寧でないことや、新人議員のトレーニングに党をあげて取り組んでいないことがうかがわれる。最近では小沢一郎流の新人議員トレーニングがあつたが、ジェンダーの視点はない。

ここで思考実験を行つてみよう。①女性議員が多ければ、女性候補・議員が増える。②党内がジエンドラー平等の文化になつていれば、女性候補・議員が増える。③以上二つの条件を満たしていれば、候補者セレクションが民主的なほうが、女性候補・議員が増える。しかし日本の政党は、女性議員が少なくジエンダー平等でもない。③の裏返しとして、議員に男性が多く党内が男性優位的である以上、セレクションが民主的であればあるほど女性は増えない。つまり、独断的な候補者選抜でないと、女性は増えないことになる。

これは、一九八九年に、土井委員長が党外の支持をテコに党内の意向に反して女性参議院議員候補を増やしたことや、女性候補を増やした小泉首相や小沢代表が党内で専断的権力を握っていたことと、整合的である。日本では①②の条件がないので、非民主的なやり方でしか女性候補を増やせない。女性議員を増やした多くの国では、女性の過小代表という民主主義の不足を解消するため工夫し、クオーラなどポジティブ・アクションを導入した。党首の思いつきを超えて、党内で議論し、機関決定して党則で女性候補を増やした。これは、政党民主化の一環である。女性候補や議員の増加を、非民主的なイメージだけで捉えるべきでない。

当時革新側であれ政治の主流の男性にとって、女性候補は主体ではなく手段であった。「女性が政治を変える」という表現と同時に、「女で政治を変える<sup>(17)</sup>」という表現が使われた。男性が政治を変えるために「女を使う」という意識が、表れていた。

### (3) 政策の創造の端緒

一九八九年、東京都議会議員選挙で女性が増加し、次いで参議院議員選挙で、社会党や連合の女性候補が当選した。リクルート事件、消費税導入、農産物輸入と宇野宗佑首相のスキヤンダルで自民党が負けた。女性は、政治倫理と消費税に敏感だからと言われた。

私はここに、「日本型福祉社会」への反発の表面化を加えたい。消費税は、日本ではなぜか健康保険適用外の正常分娩にも課され、「出産のどこが消費か、消費税か」とケアを担う女性のプライドを

傷つけた。高齢化のなかで家族介護原則が維持され、多くの女性が無償の介護を担わされていた。土井委員長は、「女は、舅姑・夫・自分と三度、老後に直面する」と演説した。そして、「男性にばかり政治を任せておける時代ではありません」と語り、喝采をあげていた。

参議院議員選挙後、消費税改訂が図られ、海部俊樹内閣で出産費用などを免税にする改正法が作られ、衆参ねじれのため議員立法で成立した。厚生省は、市町村による高齢者介護「ゴールドプラン」を導入した。野党の社会党・公明党・連合参議院・民社党の女性議員は、一九七五年の旧育児休業法に代わる新育児休業案を、一九九〇年一二月参議院に提出した。

旧法は、一九五五年体制下、野党女性議員の提案が成立した唯一の例で、義務教育の教員、保母（当時）、看護婦（当時）と職種を限定し、女性だけが取得でき、育児休業給をかなり支給するものだった。新法案は、全職種対象で男女とも取得可能、育児休業給支給という内容だった。つまり、子育てを女性に限定しない、新しいジェンダー平等に基づいていた。

翌九一年、海部内閣が野党案の趣旨を入れて提案、野党の支持も得て立法化した。ただし、民間企業の反発に配慮して当初は無給だった。形は内閣提案だが、女性議員の立法活動の成果である。また、参議院が与野党逆転していた状況から、与野党の接点になる法案としてとくに大きな配慮がされた。のちにDV法に触れるが、共通点は、女性議員の大きく増えた参議院選挙後で、自民党政権だが自民党の基盤が揺らいでいた時、超党派の女性議員が関与して立法したことである。女性議員による政策の創造の端緒であった。

図表4 女性の政治参加

	政策決定過程への関与：小	政策決定過程への関与：大
政策内容：実現しない	非決定	名目的参加
政策内容：実現	先取り	実質的参加

出典) Research Network on Gender Politics and the State の提起を参考に筆者作成。

#### 4 名目の参加

女性や他のマイノリティの政治参加の場合、実質的参加か名目的参加か、さらに、決定過程への参加は低調でも実質的にその意にかなう政策が作られた——先取り——か、いずれでもないかという、四つの場合を考えよう(図表4)。ここでは、一九九〇年代の立法活動について、「名目の参加」としてまとめる。

##### (1) 優生保護法から母体保護法へ

一九九三年八月、細川護熙非自民七党連立政権が誕生し、女性大臣三人、最高裁判所初の女性判事を任命した。しかし選挙制度改正では、当時の他国とは異なり女性の代表増加策が議論もされなかつた。<sup>18)</sup>

一九九四年四月の羽田孜非自民連立少数内閣をへて、六月には、自民党と社会党、さきがけが組み、村山富市連立内閣となつた。同年五月、らい予防法の廃止がアジェンダとなつた。厚生省は同年一二月「らい予防法廃止に関する法案要綱」を策定し、翌年一月、橋本龍太郎内閣の菅直人厚生大臣が患者に謝罪、二月に法案を国会に提出した。この廃止法案は三月に衆参両院で全会一致で可決成立、四

月にらい予防法が廃止された。同時に、優生保護法の優生手術と中絶に関する条項の、ハンセン病条項が廃止された。

社民党も含む内閣で、橋本が厚生族であり、ハンセン病条項という「ノドに刺さった骨」が抜けたので、優生保護法から優生条項を除くという改正問題が、急浮上した。一九四〇年の国民優生法は事実上自発的優生手術（不妊手術）のみだったが、戦後の優生保護法において一定の障害のある者に本人の同意抜きでの優生手術と中絶を認めたのが、優生条項である。一九七〇年代以来、優生保護法改正問題が浮上するたびに、障害者団体から、「女性団体は『優生保護法改悪反対』というが、優生保護法の現状維持を求めるのでは障害者差別の肯定だ」と、不信が表明されてきた。法律で認められた優生手術は、男性は精管を、女性は卵管をしばつて妊娠を成立させなくするものであり、本人の同意がなければもちろん人権侵害だが、さらに障害のある女性には、卵巣や子宮の摘出という違法手術が行われていた。<sup>(19)</sup>

優生条項については、障害者運動からの厳しい批判にもかかわらず、国内で廃止が政治アジェンダとならなかつた。厚生省は、一九七〇年代・八〇年代の自民党支持勢力の分裂に懲り、他方で優生保護法が論じられればいつでも合法中絶反対を主張する議員——前出の村上議員で、当時参議院幹事長、支持母体は神社本庁に移行。二〇〇一年二月にKSD事件で失脚するまで「参議院のドン」——がおり、混乱を恐れていた。

障害のある女性、安積遊歩が、国内の第二波フェミニズム運動の一部と連動して問題提起した。国内に反響があり、このアジェンダ設定後優生条項廃止は、厚生省もかわつたが連立与党幹部によつて議員提案の形が選択され、自民党政務調査会でヒアリングが行われた。政府にとつてのメリットは、政府提案だと与野党による審議が必要だが、議員立法で委員長提案という形だと委員会・本会議とも一秒も審議せず可決する慣行があり、「混乱」ないし村上議員のメンツ問題を回避できることであった。同法は、従来「優生条項プラス母性保護条項」と理解されていた。それゆえ、厚生省や厚生委員会の男性理事たちは、改正後の名称を「母性保護法」と考えた。しかし、与党の女性議員が反発した。

厚生省が一九三八年に陸軍の意向で内務省から分離独立した時、兵士の質の向上のための「母性保護」が政策の軸だった。これに「産めよ殖やせよ」政策が重なつて、戦前の「母性保護」政策は「多く産め」だった。ところが戦後のベビーブームと食糧難のなかで優生保護法を作り、「母性保護」は「多く産ませない」ことになつた。のちに高度成長後少子化が進み一九九〇年に「一・五七ショック」が喧伝され、一九九四年末、「エンゼルプラン」が作られた。新しい「母性保護」政策は、「多く産め」である。六〇年間に同じ名称で二度も政策内容が一八〇度転換した。女性にとつては、政府が女性を都合よく使うための「魔法の杖」としての「母性保護」は、「もう、たくさんだ」となつた。

女性議員のなかには、リプロダクティブ・ライツに相当する名称案もあつたが、政府や与党幹部とのぎりぎりの妥協で、「母体保護法」となつた。内閣法制局がかかわる政府提出であつたら、一文字の変更さえ無理だつたかもしだい。政策内容でなく名称の変更に女性議員が関与したので、「名目

（について）の参加」と呼ぼう。

## (2) 夫婦別姓を含む民法改正

戦後民法は夫婦の姓を「夫または妻の姓」と定めており、形式上平等で、女子差別撤廃条約批准の際に変更されなかつた。しかし、婚姻届を出すカツプルの九七%は夫の姓だ。改姓すると、国家資格の免許状をはじめ様々な書類の変更に時間と手数料を取られ、結婚・離婚などプライバシーがさらされ、自分を失つた感じが強まるなど、批判されていた。

法務省では五年余の審議の末、一九九六年一月、法制審議会民法部会が、橋本内閣の長尾立子法務大臣に民法改正要綱案を答申した。選択的夫婦別姓のほか、嫡出子と非嫡出子の相続差別撤廃、女性だけの離婚後六ヶ月の待婚期間の短縮を含んだ。以前から別姓導入を主張していた女性団体や専門家団体は、これを歓迎した。民法改正案は、「理論的に正しいから成立するはずだ」と、当時考えた。

しかし法案は、国会上程されなかつた。一九六一年以来、法案を閣議にかける前に与党審査があり、省庁で要綱案に仕上げても自民党の合意がなければ、国会に出さなかつた。自民党内の審査は、政務調査会と総務会の二段構えで、総務会は全会一致原則で動き、村上議員や亀井静香衆議院議員などが反対したため、国会への上程が止まつた。他方、衆参の法務委員会の議員には、神社本庁関係者などから別姓反対のファックスの山が届いていた。六月に長尾大臣は、上程断念を表明した。奇しくも優生保護法改正と同時期で、何か交換条件があつたのかもしれない。

政府提案の道筋は、自民党総務会での少数の反対で塞がれた。他方議員提案には、慣行上、所属会派の承認が必要だ。自民党内の別姓推進派は、上層部の承諾がなければ法案提出できない。他党からは別姓導入の法案提出が可能だが、自民党が多数だった二〇〇九年八月までは、成立の見込みがなかった。他党からの提案には党議拘束をはずせば賛成できるが、日本では脳死法案など非常に例外的だ。なお他国では、中絶や離婚などは信条に関するので党議拘束をはずすとか、国民投票にかける場合がある。日本での夫婦別姓というアジェンダは、この時期「非決定」となった。

### (3) 介護保険制度の創設

一九九七年に介護保険制度が作られ、二〇〇〇年度に実施された。制度導入は厚生省がリードし、「介護の社会化」を喧伝した。「家族が親の面倒を見るのが日本の美風」という亀井発言のように、自民党内保守派は反発した。これに対して制度導入のため、女性たちは厚生省の援軍とされた。しかし、名目以上の参加はできなかつた。

介護保険制度の起点は、①高齢者の社会的入院による、医療保険財政の悪化、②一般予算財源の増加に頼ることが、一九九四年の細川首相の「国民福祉税」導入失敗で不可能になつたこと、③押しつけられた介護役割への女性たち自身の反発の表明、④高齢者間での受けられるケアの格差拡大——経済力や家族の形によるほか、特別養護老人ホームに入つたり病院に長期入院したりする際、コネや運に左右された——、⑤厚生省が、救貧的・限定的なケアの供給から中間層が等しく受けられるケアに

転換を図り、大蔵省の統制を受ける一般予算でなく、保険として特別会計の設置を選択したことである。

自社さ政権での立案過程で、三グループが厚生省との交渉に成功した。①医療支出減少をおそれた医師会——高齢者医療を全部は介護の枠に入れず、急性期の医療を医療保険に残した——、②新たに保険の責任を負うことになるとまどう市町村——国や都道府県によるバックアップを明文化した——、③経営者団体——雇用・医療保険のような雇用者負担は導入しなかった——であつた。<sup>20)</sup>

これらと異なり女性には、「介護の社会化による負担軽減」とのみ説明がなされ、家庭内介護に現金を給付しないことが決まって、厚生省は、「介護は女性の役割と決めつけない」ということだとアピールした。意図はともかく、こうした支出の限定は厚生省に好都合だった。しかし、ケアを受ける本人と長時間ケアを担当している者は、時間も資源もなく政治的に声をあげにくい。こうした当事者の声を聞いて政策に翻訳するにはかなりの工夫が必要だが、厚生省側でも女性運動の側でもそれは十分ではなかつた。また、介護に携わる有償労働者の声も、吸い上げる工夫がなされなかつた。

今の介護保険は、介護労働者の離職率が高いうえ、高齢者本人の一割負担のため介護の必要度が高くても貧困な場合サービス利用を控え、ケア不足や家族メンバー——多くは女性——の重い負担が継続している。これらの問題は、政策決定過程に起因している。とくに介護労働者を「安価な女性パートタイム」として設計したため低報酬となつており、介護需要が増すとともに人手不足に陥つた。また、「女なら誰にでもできる」との先入観から、職業訓練が不充分だ。女性が制度設計にかかり異

議を出させていたら、違っていたのではないだろうか。

一九九〇年代の女性の政治的運動は、「母体保護法」で名称変更にかかり、夫婦別姓では政策過程に関与できずアウトカムも得られなかつた。「介護保険」は、名目だけの参加だつた。まとめて、実質的な参加でなく、「名目の参加」の段階と位置づける。図表4の右上の「名目上の参加」より弱い。ただこの過程で、理論的に正しくても政策を動かせず、政党や行政の立法担当者とタフな交渉が必要だということが理解された。

## 5 「政策の創造」——DV防止法（二〇〇一年）

日本では、性について女性同士でも語ることが少ない。性暴力への対応が一九七〇年代に始まつた諸外国に遅れ、DVについて公の政策論議は、一九九五年世界女性会議北京大会以降に始まつた。日本の刑法は性暴力について女性の問題提起に対応せず、最近強姦罪などの処罰がやや強化されたが、配偶者間の合意のない性交渉の強要について、判例でも関係が破たんしていらない限り強姦罪を適用していない。

法務省は、DV対策に不可欠な保護命令——加害者の被害者への接近や、同一の家に留まることを一定期間禁止し、違反者を罰する——の導入に激しく抵抗し、一九九七年の橋本内閣での土井・堂本暁子両党首のDV防止法への積極姿勢にもかかわらず、内閣提案で立法できなかつた。

一九九八年の参議院議員選挙で、女性が二〇人当選し、非改選と合わせて二〇〇七年までの最大人數となつた<sup>〔2〕</sup>。委員会は、政党に人数を割り振るが、その範囲で議員の所属したい委員会の選択が尊重される。一九九八年に「共生社会調査会」が設置された。調査会は、任期の安定という参議院のメリットを生かして長期課題に取り組るもので、権限は委員会と同じだ。共生社会調査会が始まってみると、女性議員が多くつた。

外国人、障害者などに先行して女性を取り上げ、DVと政治参加を最初の課題とした。政治参加は成果がなかつたが、DVは、行き詰った政府提案のショートカットとして議員立法で取り組むことになつた。海外研修で結束が深まり、一名（うち男性一名）のプロジェクト・チーム（以下PT）を発足させ、調査会なしPTで国内のNPO・DV被害当事者・支援者・学者・行政機関などからヒアリングを行い、参議院法制局とも協議し、二〇〇〇年度末に草案を作つた。この間多くの女性運動が立法化を支持し、また女性議員たちは、DVに関する各地の女性の運動を支援し、講演会の講師などを務めた。

DV立法では、被害女性の生命身体の保護だけでなく、避難後の生活支援も課題だが、法務省の厚い壁と闘わなければならなかつたので、身体的DVを犯罪と規定して保護命令を導入し、都道府県に配偶者暴力相談支援センターを作ることに甘んじなければならなかつた。というのも、二〇〇一年の参議院議員選挙に非拘束式が導入され、共生社会調査会の議員のうち改選者の当選が少なくなると合意を一から作り直さなければならないので、この国会での決着が求められたからだ。

他方、同時期にストーカー規制法、児童買春・ポルノ禁止法が議員立法で、男女共同参画社会基本法が政府提案で成立した。小渕恵三内閣の官房長官や森喜朗内閣の幹事長を務めた野中広務衆議院議員が、女性関連立法のキーパーソンとして動いた。しかし二〇〇一年春、不人気な森首相の後継の自民党総裁選挙が行われ小泉純一郎が当選し、野中が属す橋本派に厳しい対決姿勢を示し、野中は小泉政権が発足すると同時に影響力を失うことが予測された。そのため法案を、六月の通常国会末でなく、新政府発足前の四月に急遽上程した。この事情からも、保護命令が荒削りで使いにくく、生活再建も入らない法案となつた。DV法案は、上程されると参議院では委員長提案の手続で通過したが、衆議院では法務委員会において参議院での提案者が質問を受ける形で審議が行われ、八日、可決成立した。<sup>(22)</sup>

二〇〇一年選挙で女性議員は減少したが、調査会メンバーは予想以上に当選した。そこで、二〇〇一年法の弱点に関して、新PTを作り三年後の見直しを前倒しに再検討を始めた。保護命令期間の延長、再申請手続きの容易化、つれて逃げた子どもへの保護命令発令、外国籍や障害のある女性への配慮条項の導入などである。

外国籍女性は、言語やリーガルリテラシーのほか、就業チャンスなど暴力的な夫から逃げにくい厳しい状況にあるが、さらに永住者でないと、ビザ切れで困難に直面する。というのも入国管理法が、公立病院や福祉部局も含む全公務員に、ビザなし外国人と接触したら直ちに入国管理局に通報するよう義務づけており、帰国に人権上の問題があつても通報・収監・強制退去というルートに乗せざるを得なかつたからだ。それゆえ、一時保護など民間シェルターしか対応できなかつた。また日本人男性の

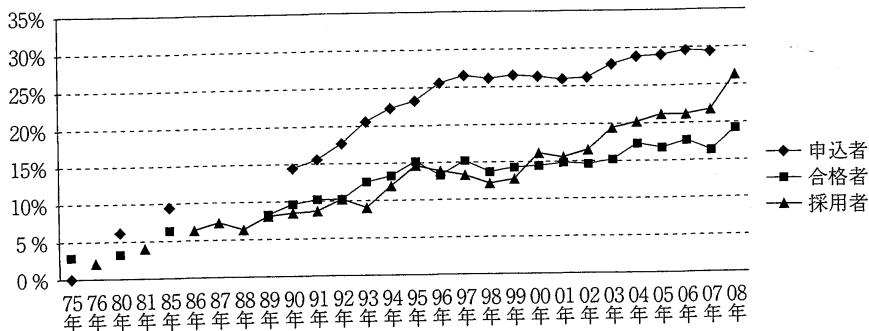
配偶者ビザの場合、更新に夫の協力が必要で、夫がそれを楯に暴力をほしいるままにする例もある。外国人の管轄は法務省であり、保護命令新設で法務省との交渉が難航したので、二〇〇一年法には外国人への配慮が抜けていた。

他方、障害のある女性の場合、市町村役場に援助を求めるにDV被害者でも障害者部局に回されがちだ。こうした部局の職員は、適切に対応できないことも多い。シェルターには、公設・民営ともバリアが多い。公の障害者施設に入所すると、所番地から加害者による追求が容易だ。また、制度の発足当時は、「DVとは何か」や相談や保護命令についての情報が、視覚・聴覚・知的障害者などに対応していなかつた——音声や点字、ファックス、やさしい言葉での案内など——。

二〇〇四年改正に向け、女性団体は二〇〇一年法の問題点を明らかにし、女性議員や省庁と交渉を繰り返した。その成果によって、保護命令の強化拡大や生活再建条項、外国人女性・障害のある女性への配慮条項が入った。こうして、行政が消極的でも、議員立法で新政策作りが可能だということが明らかになつた。<sup>(23)</sup> 二〇〇七年には、限定的だが精神的暴力にも保護命令が出るよう改正した。<sup>(24)</sup> このように、女性市民と女性議員の連携によって、自分たちの使いやすい法律を作ること、つまり政策の創造ができる、それによって、他領域の政策も人任せでなく自分たちで作りうると分かつたのである。

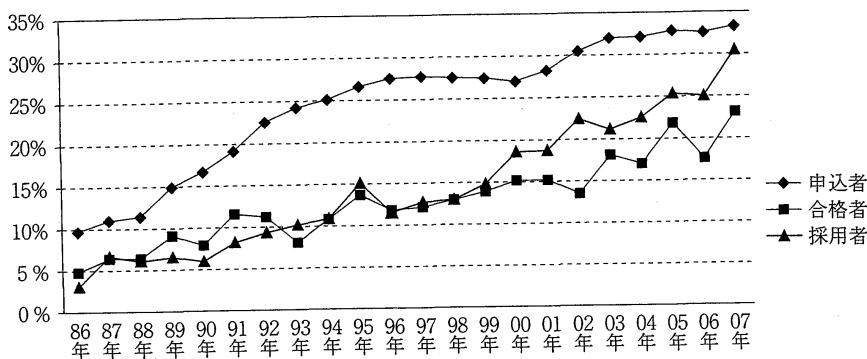
ただ、二〇〇七年改正法には三年後の見直し条項が入っていない。また次期改正では、今までの改正を進めてきた女性たちは、法律婚・事実婚の配偶者に加え、デートDVや同性カップルにも適用することを考えている。しかしこれには、より厳しい壁があると予測され、実際二〇一〇年には改正が

図表 5 国家公務員 I 種（旧上級）に占める女性比率



出典)『國家公務員白書』、『男女共同参画白書』、『女性参政関係資料』(40周年記念・50周年記念・60周年記念:市川房枝記念会)より筆者著作成。

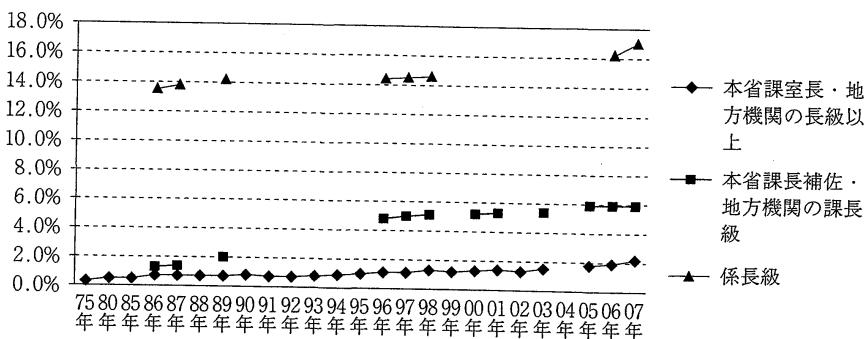
図表6 国家1種のうち事務区分（行政・法律・経済）に占める女性比率



出典) 平成20年度『国家公務員白書』より筆者作成。

第一に、妻が虐待されていれば「夫が、けしからん」と理解されやすいが、交際段階だと「好きで交際していく、なぜ逃げないのか」というDV被害者を追い詰める問い合わせ、より声高になりかねない。当事者間で、被害者が「自分は無力で、加害者から逃げられない」と思い込まされているのに変わりないにもかかわらず、である。性暴力について理解の歴史が浅い日本では、女性議員が連携しても、男問題意識のある女性市民と行われなかつた。

図表7 国家公務員幹部に占める女性比率



出典)『国家公務員白書』、『男女共同参画白書』、『女性参政関係資料』(40周年記念・50周年記念・60周年記念:市川房枝記念会)より筆者作成。

性議員のみならず、保守的な意識の女性の理解を得るのが難しいかもしれない。つまり男性議員がおそれる「多くの女性票」が、発動しない恐れがある。

第二に、鳩山由紀夫内閣では小沢幹事長が民主党を牛耳つており、二〇一〇年五月まで、議員発案を原則禁止していた。日本では通常、内閣提案によって立法が行われ、五五年体制下では議員立法は一割、一九九〇年代以降でも二割である。しかし、女性関連立法の多くは、実は議員立法である。<sup>26)</sup>その理由は、男性の官僚たちが、外国に先進的な女性立法があつても、それを意識しないので、導入しないからである。あるいは、困り果てている国内の女性たちを見ても、自ら調査を設計して「何が問題か」を突き止めるという行動のスイッチが、入らない、つまり政策の必要性を意識しないからではないかと、私は疑っている。日本の行政官僚制は、一種公務員の採用で女性がようやく二五%に達したが、実は現在でも指定職以上は女性が二%といふ、おそろしい男社会である。

他方、国会議員は、男性でも女性票を意識する。女性議員か

ら提案があると、表立つて反対できない。こうした事情から、女性に関連する法律を政府が作るのは、国際条約がらみ（雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法など）か、政権が女性票を強く意識した時（一九九一年の消費税改正、一九九七年の介護保険）に限られがちである。なお、二〇〇九年の政権交代前に、育児休業法が男性の育児休業を促すよう政府提案で改正された。女性官僚の活躍を含めて別稿で扱いたいが、ねじれ国会で自公政権が窮地にあつたことは押さえておきたい。

DV法をはじめ、多くの女性関連立法が議員立法なのだから、議員立法の禁止は、女性関連立法の妨害であると言えよう。ただし政府提案として女性関連立法が進むのであれば、この批判は成り立たなくなるが。鳩山内閣には千葉景子法務大臣・福島瑞穂男女共同参画大臣がいたものの、夫婦別姓を含む民法改正も、二〇一〇年通常国会に上程されなかつた。

他方、議員立法にも限界がある。英・独・仏でも、議員立法は二割程度である。執政部がアジェンダ設定をして行政官僚制が草案を作るなら、短期間により多くのことができる——行政にも女性リーダーが必要だ——。議員の持つ資源には限界があり、議員立法は、内閣・行政ルートで立案できないレアケースに集中するべきだと考える。今後、政府提案と議員提案とのどちらが新しい女性関連政策を創るのか、あるいは両方とも動かないのか注目したい。さらに政府提案でも、女性市民・女性議員からの入力は欠かせない。つまり、政党や行政は、女性が「反対、反対」を言い立てるべき「敵」ではなく、ヘゲモニー闘争の賭け金なのであり、新しい政策を創造するための、せめぎあいの場なのである。そして狭義の女性関連立法のみでなく、予算や、外交・金融・治安政策なども女性の視点か

ら見直すべきであり、議会、政党や行政はそのアリーナなのだ。

## 6 クリティカル・マスとマイノリティ

一九八五年国連世界女性会議ナイロビ大会は、政治・経済・学術・文化などの「意志決定の場に女性を三〇%に」と謳つた。この数値目標は、クリティカル・マスという考え方と連動している。紅一点、二点の「お飾り」では、女性は過剰に男性に同調したり、逆に「自分は女性だ」と過剰に強調したりしがちだという知見から、半数でなくとも少なくない比率を占めるべきとの主張だ。ただクリティカル・マスは、連鎖反応を始める十分な量という語を原子物理学から借用しており、核への警戒心が強い日本の女性には使いにくく、訳語が未定である。

クリティカル・マスには、多様な女性を代表するメリットもある。紅一点、二点では、その女性は、白人——日本では東洋人で、ここが特異である——、支配民族、異性愛、中間階級で、障害のない女性である場合が多い。彼女たちですべての女性を代表させれば、非白人、少数民族・先住民族、外国人女性、同性愛、貧困者、障害のある女性など、マイノリティ女性が捨象される。

例えば同性愛者を人口の五%とすると、二〇人近く女性議員がいなければ、レズビアンの議員は出にくいと言えるかもしれない。ただし約三万人の現在の日本の地方男性議員のうち、同性愛者と表明しているのは、ほんの数人である。<sup>(28)</sup>マイノリティの代表は、「自由競争」に任せては実現しにくい。

フランスのように男女同数代表（パリテ）のための憲法改正を行わなくても、政党での候補者セレクションの工夫で、多様なマイノリティの候補・議員を可能にする方法はある。しかしながら、過小代表されてきたグループに、補償として確実に代表を割り当てるという考えが、日本では拒否されがちだ。このことは本章を超える課題であり、外国の理論やクオータの紹介だけでは解決しない歴史的・思想的・文化的課題として、解明されなくてはならない。しかも、マイノリティの過小代表への補償のためには、広義の制度変革——政党組織などを含む——を構想しなくてはならないのである。

一九九七年のブレア政権（英）、ジョスパン政権（仏）、一九九八年のシュレーダー政権（独）など、左翼政党による政権獲得は、多くの女性議員を伴つた。これは、党首の個人プレイでなく、機関決定をした党則のクオータによる。<sup>(29)</sup> 日本の政権交代に欠けていたものだ。また、機関でのセレクションならば、候補から様々なマイノリティを排除しないようチエックできる。日本で必要なのは、各党が具体的な公認候補セレクション制度を構想し、それが女性に最もフレンドリーか、競い合いが起こることなのである。<sup>(30)</sup>

### おわりに

女性議員は一九八〇年代から増加し、衆議院でも一一%、地方議員でも一割を超えた。この背景に、「政治を男性まかせにできない」という意識・行動の高まり、女性の経済力・資格・スキルの増加、

ネットワーキングの強化があげられる。そして、平成の大合併が地方議員数を大幅に減らし、結果として「地域推薦」を機能不全に陥れ、いびつな選挙制度のなかでの女性議員の比率の増加に、若干貢献している。<sup>(31)</sup>

いまや、女性の政治的代表が本当に必要である。公の財源に限界があり、政府の仕事とされたもの的一部は、企業やNPOや個人や家族で担うかどうかが常に問われる。女性は市場経済のなかでは貧しく高齢者も多いので、福祉や教育や医療や公共交通の受益者が多い。政府内の福祉や教育や医療の担い手も、女性が多い。

厳しい財政状況のなか、これらを残すなら、他の何を削るべきか提起しなければならない。また、こうした仕事が政府から離れても、担い手には当面女性が多いだろう。何を政府の外に出し何を残すのか、どういう形を与えるのか、その決定に関わらなければ女性にとつて不利な制度が導入されるだけではなく、そのことによつて制度が機能不全になりもする。税制も変更されるだろうが、税の担い手としても女性は無視できない。さらに、性犯罪規制など、女性の視点で見直すべき、あるいは新設すべき政策領域も少なくない。新たにマイノリティ対象の法律を作る際も、そこに女性が半数いることが忘れられてはならない。女性は政策作りに名目のみならず実質的に参加するべきであり、そのためにも男性やマジョリティに偏らない多様な代表のための制度作りが必要なのである。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府の男女共同参画政策におけるマイノリティ女性への配慮の欠如をしばしば指摘する。<sup>(32)</sup>マイノリティ女性の現状に関する統計も不備である。そうした指摘がなさ

れる背景には、国際レベルでのマイノリティ女性運動の前進がある。また日本の、障害のある女性も、先住民女性も、被差別部落出身の女性も、外国人女性も、こうした運動と連帶を強めている。例えばレズビアンの連帯というとき、白人中心や英語中心になつていなかが意識されるのであり、日本国内での会合では、在日外国人や非ヤマト民族の女性の排除になつていなか、問い合わせが行われてゐる。<sup>(23)</sup>

マジョリティ女性は、マジョリティとして特権を持つ立場にあることを意識し、マイノリティ女性に及ぼしている人権侵害を理解し、その権利回復に心を碎き、彼女たちが過小代表に陥らないようになくてはならない。しかし、マイノリティ女性の置かれた状態について、最も重責なのはマジョリティ男性である。<sup>(24)</sup>日本の女性は、マジョリティ女性であつても、政策を創り出すチャンスから閉め出されてきた。DV法に至つてようやく、「政策の創造」という参加の形態が明確に見えてきたのである。同時に同法の改正過程で、マイノリティ女性の権利に関する条項が初めて入つた。これらを、点から線に、線から面に広げなくてはならない。

国家や政党の本質を先駆的に規定して、あれもこれも不可能だと決めつけることは、一九六〇年代後半の第二波フェミニズムの初発にとどまることである。そうではなく、近未来における実現可能な変革について、創造性を發揮しながら構想することが、今日の課題である。その創造性は、異質な女性たちがつながりあうためにも、發揮されなくてはならない。海外の立派に見える制度も、一夜にしてできた訳ではない。壁にぶつかりながら、女性たちが自らをエンパワーし、自らの代表とともに政

策を編み出し、妥協も含みつつ交渉の結果勝ち取つたものである。日本に住む女性たちはいわゆつたことは先駆的に不可能ではない。「学習による無力感」が、やや重度なだけである。しかしその重症といふが、日本における保守のベゲモニーを支えていく。暴力的に狭い分野に閉じ込められた女性の創造性を回復する」とが、実はベゲモニー闘争そのものなのである。

## 【注】

- (1) 牧瀬菊枝「母親大余」朝日ジャーナル編『女の戦後史Ⅱ』朝日新聞社、一九八五年、二九一—三六頁。
- (2) 篠原一『現代日本の文化変容』れんが書房、一九七一年、では、「全曰制市民」として、平日は地域にこなご男性勤労者と比較して主婦の政治参加を高く評価しているが、直営や議員の性別には言及がない。
- (3) Research Network on Gender, Politics and the State ハーバード大学タルトニカにて開かれた「ハーバード大学政策研究会の問題意識」。Cf. Dorothy McBride Setson and Amy Mazur, (ed.), *Comparative State Feminism*, Sage Publications, 1995, Amy Mazur (ed.), *State Feminism, Women's Movements, and Job Training: Making Democracies Work in the Global Economy*, New York and London: Routledge, 2001, Joyce Outshoorn, (ed.), *The Politics of Prostitution: Women's Movements, Democratic States, and the Globalization of Sex Commerce*, Cambridge University Press, 2004, Joni Lovenduski, (ed.), *State Feminism and Political Representation*, Cambridge University Press, 2005, Melissa Haussman and Birgit Sauer (ed.), *Gendering the State in the Age of Globalization: Women's Movements and State Feminism in Post Industrial Democracies*, Rowman and Littlefield, 2007.
- (4) 優生保護法の合法中継条件が、①本人・配偶者の精神病・精神薄弱・精神病質・遺伝性精神疾患・遺伝性奇形、②本人または配偶者の四親等以内の血族の、①と同じ障害、③本人または配偶者がハンセン病《以上、優生条項》

④妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害する場合、⑤暴行・脅迫による性交での妊娠（以上、母性保護条項）であった。優生手術については、中絶よりも優生学的理由がより広く認められていた。また優生学的理由がない場合は、身体的理由が不可欠となつていて。

- (5) 優生保護法に関する、ティアナ・ノーグレン『中絶と避妊の政治学』岩本美砂子監訳、青木書店、二〇〇八年、参考。

(6) ベティ・フリーダン『新しい女性の創造（改訂版）』三浦富美子訳、大和書房、二〇〇四年、参考。

- (7) 小西聖子『トラウマの心理学』日本放送出版協会、二〇〇一年。

(8) 日本では性暴力問題をアジェンダにすることがなかなかできなかつた。一九七〇年代に用いられたbattered wifeの定訳はない。また、「家庭内暴力」が子どもによる暴力として使われてきたため、一九九五年以降「ドメスティック・バイオレンス」というカタカナ語で、この現象を共有するようになつた。

(9) 法務省刑事局編『法制審議会 改正刑法草案の解説』大蔵省印刷局、一九七五年。唯一、性交同意年齢——女性の同意があれば強姦としない境界——を一三歳から一四歳に引き上げるというのが、フェミニストの観点と一致するものであつた。

- (10) ノーグレン、前掲『中絶と避妊の政治学』のほか、岩本美砂子「人工妊娠中絶政策における、『決定』『非決定』『メタ決定』」『行政研究年報』一九九三年、参考。

- (11) ドミニテイーラ『私にも話させて』唐沢秀子訳、現代企画室、一九八四年、二九七一三〇五頁。

- (12) リブ新宿センター資料保存会『リブ新宿センター資料集成』インパクト出版会、二〇〇八年、など参考。

(13) 御巫由美子『女性と政治』新評論、一九九九年。

(14) よく知られているように、日本の母子家庭の所得は低く、養育費が払われるのは五分の一程度で——別れた夫より取り立てる制度の国も多いのだから、立法の不作為と言える——、福祉による援助も少ない。離婚すると、「経済的に罰される」。それを恐れて、暴力的な夫とも離婚できないケースもある。経済的な「罰」がより軽いところでは、暴力から逃げられる可能性が、より大きい。

(15) 金井淑子は、「関係性に対する飢え」のような……不倫ブームと……無関係とは思えない」と、政治でも不倫

- でもいい「何か」を求めた」とを捉えている。金井淑子『ポストモダン・フェミニズム』勁草書房、一九八九年、一〇一—一頁。
- (16) 日本では、女性候補を〇〇%とするというクオータを探っている政党は他にない。ハラした地域政党では、「五〇%対五〇%」でなく、「一〇〇%対ゼロ」という究極のポジティブ・アクションを行っている。
- (17) 「女で政治を変える」『現代の理論』一九八七年四月号。
- (18) Cf. Misako Iwamoto, "Electoral Reform in Mid-1990s Japan," in Melissa Haussman and Birgit Sauer, *op. cit.*
- (19) 優生手術に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪——子どもをもつとを奪われた人々の証言』現代書館、二〇〇三年、などを参照。
- (20) 増山幹高「介護保険の政策学——政策理念の対立と収斂」『公共政策 日本公共政策学会年報』一九九八年一号、および、衛藤幹子「連立政権における日本型福祉国家の転回——介護保険制度創設の政策過程」『レヴァイアイアサン』臨時増刊号、一九九八年、による。
- (21) その後、比例代表が非拘束名簿に変わった。拘束式では上位の女性は当選しやすいが、非拘束だと同一党内の男性候補とフラットで争うことになり、地盤・看板・カバンで劣る女性は、当選しない。
- (22) 岩本美砂子「日本のダメステイック・バイオレンス防止法（一〇〇一年）制定をめぐる政治過程」『法経論叢（三重大学）』第二三卷第一号、二〇〇五年、参照。
- (23) 岩本美砂子「家父長制とジェンダー平等」——マイノリティ女性条項が新設された一〇〇四年DV法を手がかりに『年報政治学』一〇〇六年第一号、参照。
- (24) この時は、超党派ではなく、与党の自民党・公明党的女性議員の提案という形を取った。
- (25) 二〇〇四年に議員立法でできた、性同一性障害者の戸籍上の性別変更の特例法で、法的に婚姻をしていないことが性別変更の条件のひとつとされている。つまり、（異性の）配偶者の片方の性別変更を認め法的に同性のカップルを夫婦と認める」とを、排除した。」から推論すると、「配偶者間の暴力」に関する法律という構えを維持したまま同性カップルに適用を拡大する」とに大きな抵抗がありそうだ。
- (26) 岩本美砂子「女のいない政治過程」『女性学』第五号、一九九七年、で、優生保護法（一九四八年）、産休教員

の代替確保法（一九五五年）、売春防止法（一九五六。政府立法だが、女性議員の提案が元になつてゐる）、母子保健法（一九六五年）、旧育児休業法（一九七五年）、育児休業法（一九九一年。政府立法だが、女性議員の提案が元になつてゐる）、母体保護法（一九九六年）を指摘した。酔っ払い防止法（一九六一年）も議員立法で、これについては、佐藤ゆかり「『酔っ払い防止法』の再評価とその限界——『メスティック・バイオレンス、セクシオナル・ハラスメントの概念がなかつた時代』」『国立女性教育会館 研究ジャーナル』第一四号、110—110年、で指摘いただいた。

(7) Drude Dahlerup and Lenita Freidenval, 'Quotas as a "Fast Track" to Equal Political Representation for Women: Why Scandinavia is No Longer the Model', paper presented at the American Political Science Association's Annual Meeting, Philadelphia, August 2003.

- (28) 尾辻かな子『女“ヘクトカル”』講談社、1100円年、161—1611頁。
- (29) 英、独にへことは、『年報政治学』110—110年第11号（「パリハターベル政治問題」）に横川由美「イヤコスジ井井がける女性議員と代表論」、中谷毅「マインにおける女性議員のクオータ制」が掲載予定である。フランヘルにへば、Mariette Sinneau, "Des Femmes en politique," *Economica*, 1988, do, "Profession, femme politique," Presses de Sciences Po, 2001. 114—118。
- (30) 日本美砂子「クオータが體じられるな日本政治の不思議」川人貞史・山口一編『政治参画ハナダ』東北大学出版会、1100七年、参照。
- (31) 若本美砂子「女性地方議員の現状と課題——数量データに注目して」『公明』110—110年111月号。
- (32) 国連女子差別撤廃委員会「総括的所見」(110—110九年八月七日)のパラグラフ五、五11、五四。
- <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/co/CEDAW.C.JPN.CO.6.pdf>
- (33) 飯野田里子『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』生活書院、1100八年、第三章。
- (34) 「女性は『女性とくら弱者』なのだから、他の『弱者』——男性を含む——ともつながるくあだ」と語つて女性の責を大きく設定する」とは、画義的である。マジヨリティ女性が、女性のみでないマイノリティ集団と連携を作りだすには、新しいくゲモリー戦略であらへる。しかし、マジヨリティ男性がそれを「女性の任務だ」と

規定することは、マジョリティ男性から奪うべきものを棚に上げ、「マジョリティ女性がマイノリティと分かれ合うべきだ」と強要することにもなりうる。新たな形態での、男性による支配の危険性がひそんでいる。